行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1 - 327
許認可等の種類	砂利採取業者の登録				
根拠法令条例 等·条項	砂利採取法第3条、砂利採取業者の登録等に関する規則第2条				
許認可等の概要	砂利採取を行おうとする者の登録				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考]砂利採取法第3条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 (参考)砂利採取業者の登録等に関する規則第2条 法第四条第一項の規定により法第三条の登録の申請をしようとする者は、砂利採取業を行おうとする場合にあつては当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。 2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 前項の登録を受けようとする者(以下本項において「申請者」という。)が法第六条第一項第一号 から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面 二 事務所に置《業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第六条第一項第五号 口の規定による認定を受けた者であることを証する書面 三 事務所に置《業務主任者が法第六条第一項第一号 から第三号までに該当しない者であることを誓約する書面 四 事務所に置《業務主任者がは第六条第一項第一号 から第三号までに該当しない者であることを誓約する書面の場定による認定を受けた者であることを証する書面及び当該業務主任者の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法の法				
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日				
期間の制定根拠	6河第306号土オ	部長通知			